

グローバルクレームの世界

～欧米で適切に発明を認定してもらうために～

2017年7月19日

レクシア特許法律事務所

機械電気部門

弁理士 立花 顕治

外国の審査で通用するクレーム

1. 外国の法制に適合したクレーム
→グローバルクレーム1.0
2. 外国人が書くクレームの癖、しきたりを考慮したクレーム
→グローバルクレーム2.0

グローバルクレーム1.0の世界

1. 翻訳が重要
2. 主として、外国でObjectionをもらわないクレーム、及び明細書

グローバルクレーム2.0の世界

グローバルクレーム1.0を前提として、外国人に違和感なく受け入れられるクレーム

具体的には、外国人が使うクレームの文言、クレーム構造、及び明細書の構造を模したものの。

特に、外国の大手企業の出願を参考にする。

なぜグローバルクレーム2.0が必要なのか？

以下は、日本の審査基準に記載されているクレームであり、日本人がよく書く機能構成を含むクレームである

【請求項*】

種々の商品の売上げを予測する装置であって、
売上げを予測しようとする日を**入力する手段**、
予め過去の売上げ実績データを記録しておく**売上げデータ記録手段**、
予め変動条件データを記録しておく**変動条件データ記録手段**、
予め補正ルールを記録しておく**補正ルール記録手段**、
過去数週間の予測しようとする日と同じ曜日の売上げ実績データを売上げデータ記録手段から読み出し平隗して**第1の予測値を得る手段**、
変動条件データ記録手段から商品の売上げを予測しようとする日の変動条件データを読み出し、該変動条件データに基づき補正ルール記録手段に記録された補正ルールの中から適用すべき**補正ルールを選択する手段**、
適用すべき補正ルールに基づき第1の予測値を補正して**第2の予測値を得る手段**、及び
第2の予測値を**出力する手段**、
からなる商品の売上げ予測装置。

例えば、ソフトウェア関連発明を例にとると、上記の日本人がよく書くクレームの各構成は、ソフトであるのか、ハードであるのかが一見して明確ではない。後述するように、例えば、欧米では、ハードを示す文言、ソフトを示す文言が明確であり、一見して、どちらであるか分かる。その上で、ソフトは、ハードの中に格納され、ハードを動かす命令(instruction)の集合体として記載されるのが一般的である。したがって、このような記載に慣れた欧米の審査官が、日本人の各クレームを見ると、当然に違和感を感じると思われる。そして、ハードとソフトとが明確に区別できないため、発明の認定がうまくいかず、結果としてサーチ及び引例との対比もうまくいかない可能性がある。

グローバルクレーム2.0でのクレーム及び明細書の作成により、審査官に違和感なく受け入れられることが期待されます。これにより、発明の認定がスムーズで、且つ、適格になり、正しいサーチが行われ、引例との対比も適格になると考えます。

レクシア機械電気部門では、外国の大手企業の明細書を参考に、外国人がどのようなクレームや、明細書を書くのかを分析し、それを日本語明細書に反映する方法を研究していきます。

グローバルクレーム1.0の世界

1. 翻訳に適した日本語

翻訳の重要性（気持ち悪い翻訳の例）

【請求項1】

制振用ダンパ装置であって、構造体への取り付け用のベースプレートに装着されたエネルギー変換装置を備え、該エネルギー変換装置は、少なくとも1つのスプリングにより支持される可動部分を提供し、前記可動部分は、第1の直径(D_i)を有する内側領域(55、65)と第2の直径(D_e)を有する外側領域(57、67)との間を延びる少なくとも1つのフラットセンタリングスプリング(31、32)であり、

前記センタリングスプリング(31、32)は、少なくとも2つのカッタウト(50、60)を提供し、それぞれは、前記スプリング(31、32)の外側(67)に向かって凸側部に沿い巻回される少なくとも1つの部分(51、61)を有した枝状であることを特徴とする制振用ダンパ装置。

翻訳の重要性

気持ち悪いクレームでは、まともな審査はできない。記載不備が挙げられるほか、関係のない公報が挙げられる可能性が高い。

外国人も同じであり、変なクレームは、審査できない。

■ 翻訳は外国出願の最も重要な要素

1. 翻訳に適していない日本語は、誤訳をまねくおそれがあり、且つ外国人に伝わらない可能性がある。

2. 翻訳に適していない日本語とは？

- (1) 一文が長い
- (2) 主語、述語、目的語が対応してない。又は、いずれかが抜けている。
- (3) 修飾語がどこに係っているか分からない
- (4) 時間の前後関係が不明確
- (5) 原因と理由の関係が不明確
- (6) 代名詞の多用
- (7) 「もの」の多用(～は、～をするものである)
- (8) 造語

■ 翻訳者が困る日本語表現

- ・「等」の乱用
- ・単数・複数が不明確な記載
- ・～もの、～こと、という表現
- ・～体 の体が訳しにくい
- ・「AやB」:「や」はor の意なのかandの意なのか迷う
- ・「～を加えて」という文を英語にする際、どこに加えるのかを示す目的語がほしいと思うが、どこに加えているのかが曖昧な場合がある
- ・「～については」という表現は、可能なときは「～は」と、普通に主語として書いて欲しい
- ・「ところで、」は訳しにくい。
- ・並列文の切り方 例：円形状のAとBとC。円形はどれ？

■ 誤訳をまねいた事例

【請求項5】

前記本体側連結部は、浄水器用濾過部側に設けられた濾過部側嵌合部材と嵌合し、該本体側連結部の軸芯周りの回転を防止するための本体側嵌合部材を備えていることを特徴とする請求項1ないし4のいずれか1項に記載の浄水器用本体。



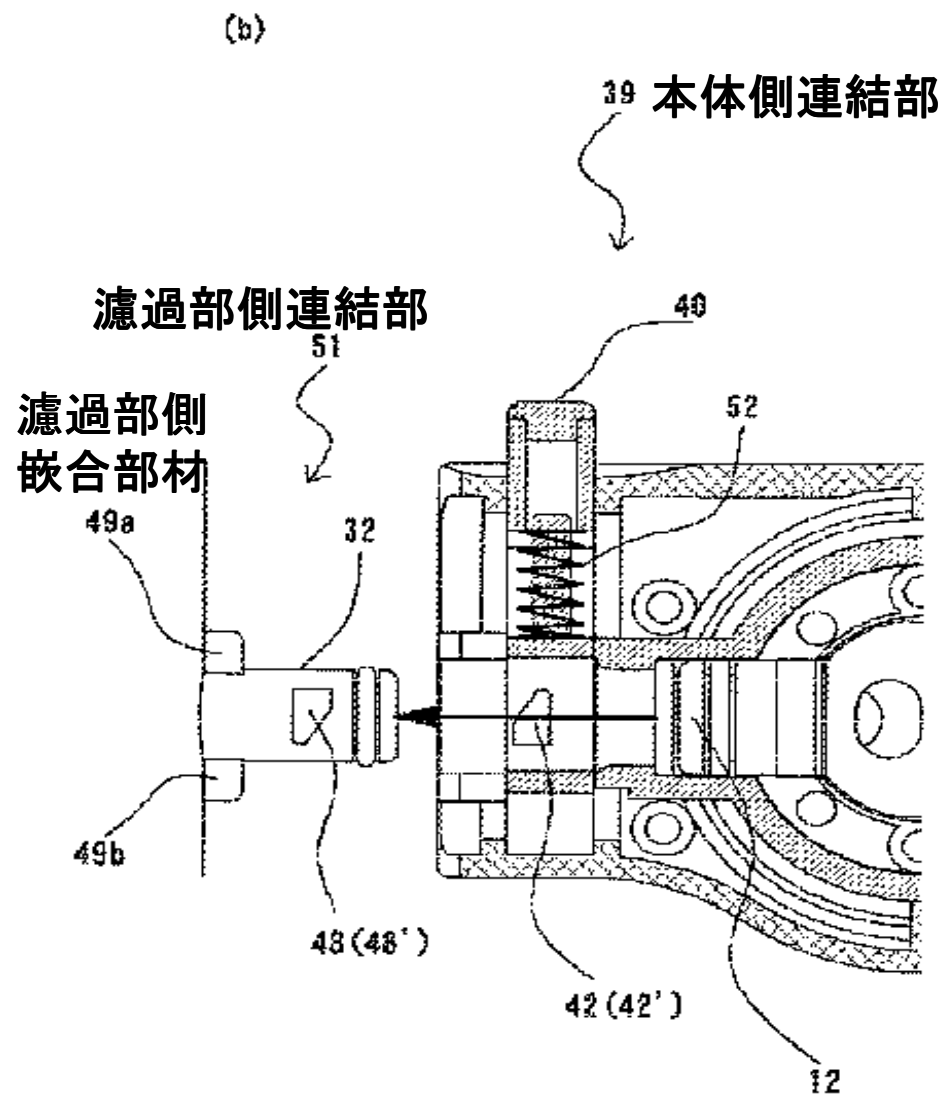
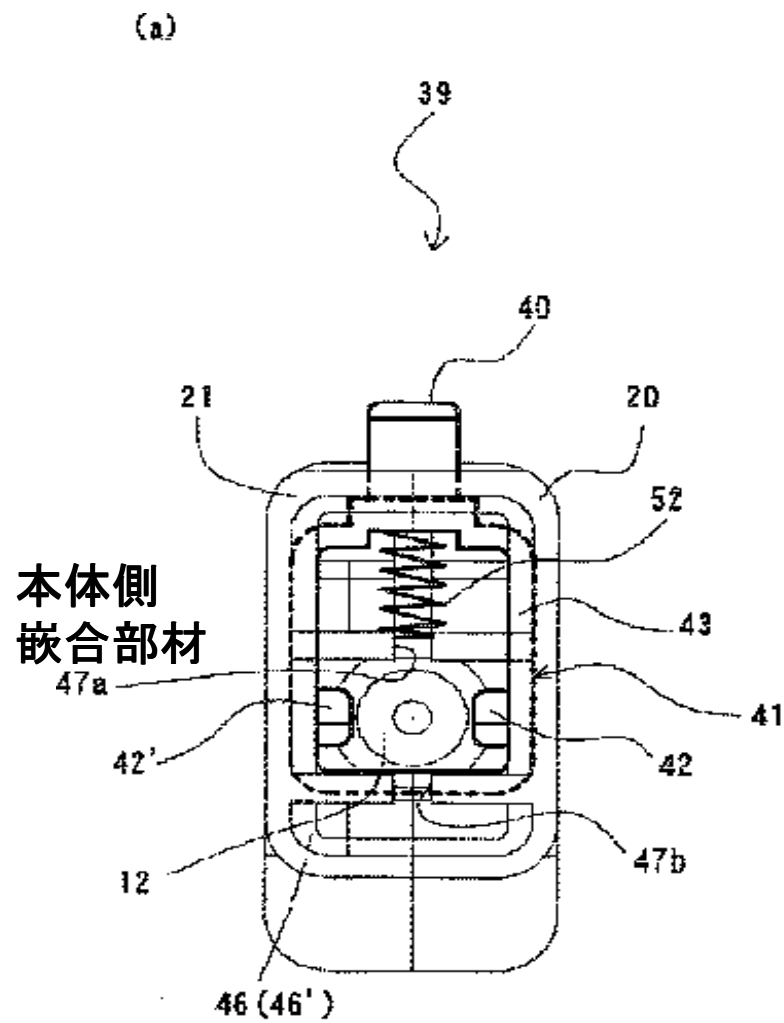
「前記本体側連結部は、浄水器用濾過部側に設けられた濾過部側嵌合部材と嵌合し」が一文であると、翻訳者に勘違いされた。正しくは「前記本体側連結部は」は、「本体側嵌合部材」に係る。これにより、拒絶理由が発行された。



翻訳者が迷わないようにするには、以下のように記載すべき。

【請求項5】

前記本体側連結部は、本体側嵌合部材を備えており、
当該本体側嵌合部材は、浄水器用濾過部側に設けられた濾過部側嵌合部材と嵌合し、該本体側連結部の軸芯周りの回転を防止する、請求項1ないし4のいずれか1項に記載の浄水器用本体。



クレーム

日本語の場合

一つの構成要件が長くなると読みにくい。

(例)

～であるAと、

～であるBと、

～であるCとを備え、

Aは、～である、X。

クレーム

英語らしくするには、構成要件をなるべくまとめても、よいのでは？

(例)

～であるAであって、～であるAと、
～であるBと、
～であるCと
を備えている、X。

クレーム

(例)

a base

a body member connected to the base,.... wherein the
body member is provided with, and the body
member is composed of.....;

イメージ

移動部材、可動部材は、日本語では同じ意味

英語にすると、

移動部材⇒moving member

可動部材⇒movable member

微妙な違いがある

造語の怖さ

「移動検出部」は、どう訳しますか？

- 検出部が移動するのか
あるいは
- 移動するものを検出するか?????

備えている、設けられている???

設けられている

配置されている

備えている

具備している

有している

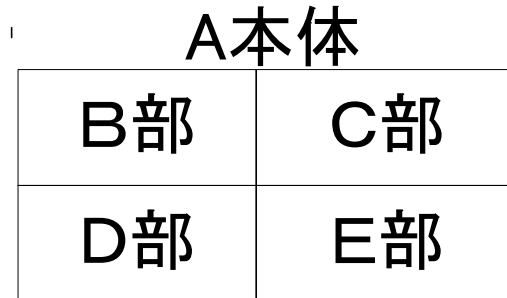
配設されている



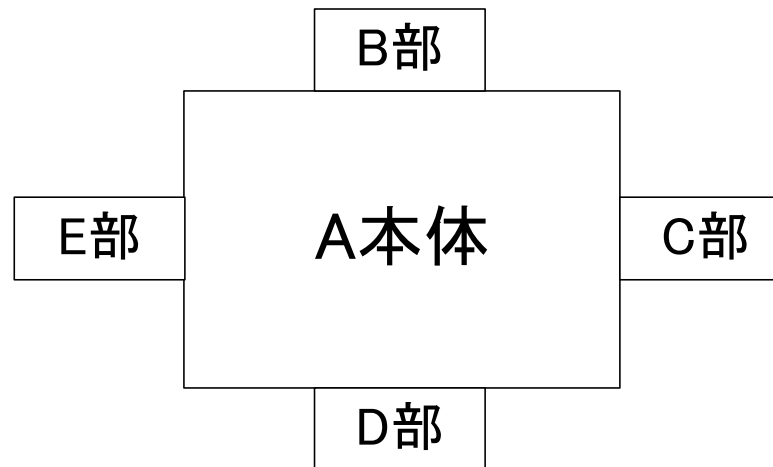
似たような意味だが、、、、

構造の中の位置づけに注意⇒意味が全く異なる

1. A本体の中に、各部が存在する。(A comprises B, C, D and E.)



2. A本体とは別にB～E部材が存在する。(A is provided with B, C, D and E.)



クレームの文言 (限定的な翻訳)

～をロックするA部材(常にロックする)

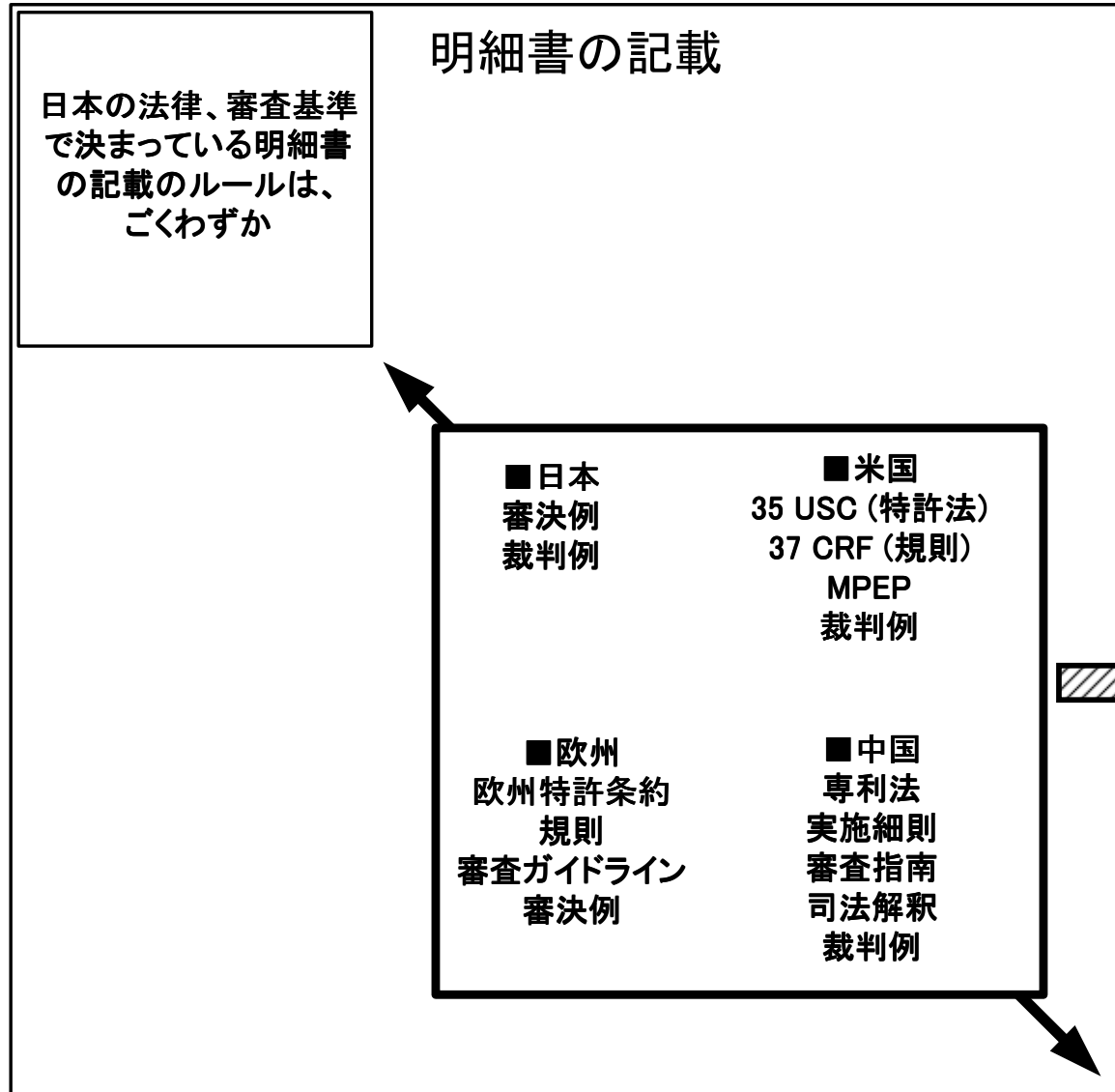
⇒A member which locks ~

～をロックするように構成されたA部材(ロックしないときもある)

⇒A member configured to lock ~

2. 外国の法制

実は、検討しなければならない 明細書の記載はたくさんある！



これらの客観性
のある根拠に
基づいた明細
書を作成しなけ
れば、
外国出願や、
訴訟に耐えら
れない！

■ 外国出願に必要な法制の知識

1. 米国

特許法(35 USC)

規則(37 CFR)

MPEP

USPTO審査官メモ

裁判例

2. 欧州

欧州特許条約(EPC)

施行規則

審査ガイドライン

審決例

3. 中国

専利法

実施細則

審査指南

司法解釈

指導的案例

最高人民法院の裁判例

オフィス・アクションの予測性

予測性の高いオフィス・アクション

- ・記載に関するローカルルール
- ・絶対新規性(自己衝突)
- ・単一性
- ・翻訳の不備
- ・補正の要件

これらのオフィス・アクションは、未然に防げる可能性が高い！

予測性の低いオフィス・アクション

- ・新規性、進歩性

これらのオフィス・アクションを
いかに減らすか

- ・外国実務の理解
- ・審査官とのインタビューの利用(争点の明確化)
- ・現地代理人との効果的なコミュニケーション

コストの予測性の向上

■要約

米国 150ワード以内

欧州 150ワード以内

中国 300文字以内

日本 特になし

予測英文ワード数

- ・化学系明細書: 日本語文字数 $\times 0.455$
- ・機械系明細書: 日本語文字数 $\times 0.537$

■要約

米国:

- said, comprising, means等の法律的文字を使うと、objection (MPEP 608.01(b))
- 限定的解釈のおそれあり(Hill-Rom事件 Fed. Cir. 2000) c.f. 日本特許法70条3項

日本では、特許庁が要約書の具体的な記載を推奨しているが、米国を考えると、クレームの写しを短くすればよい。

■クレーム

- ・「特徴とする」 → 不要
- ・特許用語 → できるだけ使わない
- ・書き流しは、使わず、構成要件列挙型

「本体とキーボードを接続するRS232Cインターフェースケーブルの中程に信号分配器を設け、該分配器に他の入出力装置を接続したことを特徴とするコンピュータ装置。」(特許庁審査基準「補正」より)



「本体と、
キーボードと、
前記本体及びキーボードを接続するRS232Cインターフェースケーブルと、
前記RS232Cインターフェースケーブルの中程に設けられた信号分配器と、
前記分配器に接続された他の入出力装置と、
を備えているコンピュータ装置。」

■クレーム(プレアンブル)

・プレアンブル(2パート)

→ できるだけ使わない

→ 使う場合は、クレームに入れたくない構成要件を書きたい

(悪い例)

「本体と、キーボードと、前記本体及びキーボードを接続するRS232Cインターフェースケーブルと、を備えたコンピュータ装置であって、前記RS232Cインターフェースケーブルの中程に設けられた信号分配器と、前記分配器に接続された他の入出力装置と、を備えているコンピュータ装置。」

■クレーム(プレアンブル)

(使うべき例)

「風呂釜に取り付けられる椅子であって、
前記風呂釜の縁に取り付けられる背もたれと、
前記背もたれに連結される座部と、
を備えている、椅子。」

※風呂釜は、構成要件に入れたくないが、風呂釜を書かないと、発明の説明
ができないときに、プレアンブルを使う

■クレーム

・米国

クレームの構成は、図面に表れていなければならない
(37 CFR 1.83(a))

記載のない場合には、オブジェクションが発せられるため、注意が必要。明細書の記載によっては、補正できない場合がある。

■クレーム(マルチのマルチ)

米国 → 禁止

欧州 → 可

中国 → 禁止

	日本	米国	欧州	中国
複数従属クレームの複数従属	○	—	○	—
クレームの項数制限と手数料	1項につき、4000円 (PCT経由以外の通常の国内出願)	・21項目以降、1項につき、80ドル ・複数従属クレームを含む場合、780ドル	16項目以降、1項につき、235ユーロ	10項目以降、1項につき、150元

■クレーム(独立項)

欧州では、同一カテゴリーの独立項は、原則的に1つしか認められない。

規則43 クレームの形式及び内容)

(2) 第82条を損なうことなく、欧州特許出願は、同一カテゴリー(生産物、方法、装置又は用途)に属する2以上の独立クレームを含むことができるが、ただし、出願の主題が次の項目の1に係わっている場合に限る。

(a) 相互に関連する複数の生産物

(b) 生産物又は装置の異なる用途

(c) 特定の問題についての代替的解決法。ただし、これらの代替的解決法を単一のクレームに包含させることが適切でない場合に限る。

■クレーム(ソフトウェア)

米国	→	プログラム×	媒体○	方法○
欧州	→	プログラム○	媒体○	方法○
中国	→	プログラム×	媒体○	方法○

■クレーム(機能的記載)

米国、欧州、中国 → ○

米国は、102条(f)に注意

ミーンズクレームを使ったときには、対応する構造の記載が必須である。

記載がない場合には、102条(b)で拒絶

	日本	米国	欧州	中国
審査段階	広く解釈	実施例+均等物	広く解釈	広く解釈
侵害裁判	実施例+ α	実施例+均等物	広く解釈(ドイツ)	実施例+均等物

■ 米国のクレーム解釈

文言解釈の原則

1. Reasonable Broadest Interpretation (MPEP 2111)

クレームの文言は、合理的に最も広く解釈する。

2. Plain Meaning (MPEP 2111.01)

クレームの文言は、明細書に定義がない限り、当業者の観点から、その文言の持つ通常の意味に解される。また、クレームの文言は、実施形態に限定して解釈されない。

3. 物の発明における方法的要素の解釈

物の発明の特許性は、その物の製法には依拠しない(MPEP 2115)。

■ 米国のクレーム解釈

装置クレームの解釈(MPEP 2114)

- ・物のクレームは、構造的に先行文献との差異を主張できなければならない。
- ・クレームに係る装置が採用されるべき用途が、先行文献に係る装置と相違したとしても、先行文献がクレームのすべての構造を開示している場合には、両者に相違はない物のクレームにおける装置の動作方法は、先行文献との差異として解釈しない。
- ・先行文献に係る装置がクレームに係るすべての機能を奏する場合であっても、クレームに係る発明との間に構造的な差異があれば新規性がある。
- ・先行文献に機能に関する開示がなかったとしても、それによって新規性は主張できない。それは、先行文献の中には内在的に問題となる構造が開示されているからである (In re Schreiber(Fed. Cir. 1997))
- ・物の発明の特許性は、その物の製法には依拠しない(MPEP 2115)。

グローバルクレーム2. 0の世界

グローバルクレーム2.0の世界

外国人に違和感なく受け入れられるクレームとは？

- 外国人は、どのような文言を用いるのか？
- 外国人は、どのような形態のクレームを書くのか？



審査官に違和感なく受け入れられることで、発明の認定がスムーズで、且つ、適格になり、正しいサーチが行われ、引例との対比も適格になる。

クレームの文言（米国人が好きな記載方法）

面、辺、端部に番号を付けることが多い。

- ・表面→第1面
- ・裏面→第2面
- ・端部→first end、second end
- ・その他、四角形などの辺の表現にも使用される

日本人は、一方、他方が多い。しかし、一方、他方は英語にできない！

一方 one 他方 the other

↓ これが既出になると、、、、

the one said the other ←これは明らかに間違い

クレーム

ネイティブの明細書で端部を表す場合に
よく使われる文言

- 遠位端 → distal end
- 近位端 → proximal end

日本人の翻訳家はあまり使わない

明細書

部材名としてよく用いられる文言
(人間の体の部位)

- shoulder
- lip
- leg

ネイティブの明細書によく見かける動詞

- **abut** 近接して配置される
- **coupled to** 接続されている
- **pivot** 回転する
- **biased** 付勢する
- **clamp** 固定する
- **operably**
A is operably connected to B.

重文、複文

As with supports 18 described above, rods 25 may be spring loaded such that when they are extended in the position shown in FIG. 5, they may also be retracted by a user in a direction indicated by arrows 26 toward cover structure 17.

As with supports 18, in an alternate embodiment, rods 25 could be telescoping rods to allow manual retraction of pads 26 against cover structure 17 as was described above.

A detent (which may be similar to detent 22), may secure rods 25 in a retracted position such that pads 26 are held in place against cover structure 17 as is shown in FIG. 4 in a non-deployed position.

That is, upon receiving a signal from controller 9 in response to a triggering condition, triggering switch 23 releases detents 22 to allow cover structure 17 to move away from corner 19 and then allow bumper cushions 24 to slide out from cover structure 17 such that bumper cushions 24 receive the force of any impact of smartphone 11 with a surface instead of housing 12.

重文、複文

翻訳に適した文は、単文であるが、外国人の各明細書に単文はほとんどない。文章のリズムを考えると、日本語と同様に重文、複文が多用されているため、翻訳の原文である日本語もそのようにすべき。

グローバルクレーム2.0の世界（特に、米国）

- 短い文言(基本的に3ワード以内)

例えば、「変動条件データ記録手段」は、“means for recording variable conditions”と訳されるが、欧米人には、長すぎて、受け入れられがたい可能性がある。また、クレーム構成が冗長になり、読みにくくなる。

欧米人が書く明細書では、原則的に3ワード以内で構成を示す。

グローバルクレーム2.0の世界（特に、米国）

- ハードとソフトとが切り分けられた(明確な)文言
ソフトウェア関連発明では、プロセッサ、メモリ、ディスプレイなどのハードを表す、明確な文言が用いられる。
その上で、ソフトは、メモリ(不揮発性)に記憶され、プロセッサにより実行される命令(instruction)の集合体として記載されることが多い。
メモリは、基本的に不揮発性を指すことが多く、揮発性のメモリは、必要でない限り、CPUユニットに含まれることが多い。

グローバルクレーム2.0の世界（特に、米国）

- 典型的なソフトウェア関連発明のデバイスクレーム

A device for ... comprising:

processor

memory

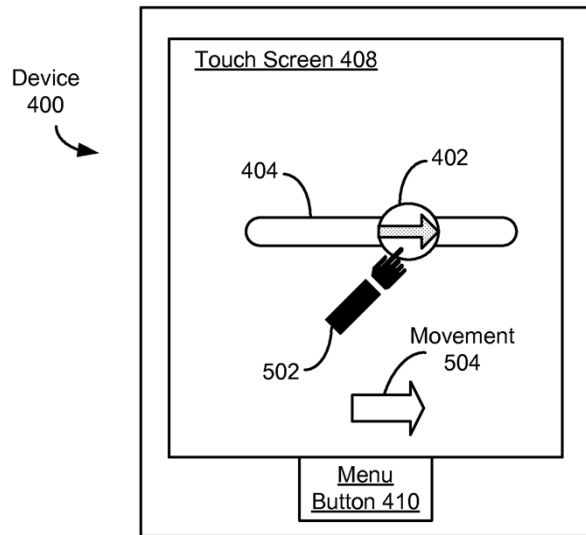
one or more programs, wherein the one or more programs are stored in the memory and configured to be executed by the processors, the programs including instructions for

以下、ソフトで実行するステップが続く

グローバルクレーム2.0の世界（特に、米国）

以下、米国大手企業(Apple)のクレーム例を示す。

US8046721



7. A portable electronic device, comprising:

a touch-sensitive display;

memory;

one or more processors; and

one or more modules stored in the memory and configured for execution by the one or more processors, the one or more modules including instructions:

- to detect a contact with the touch-sensitive display at a first predefined location corresponding to an unlock image;
- to continuously move the unlock image on the touch-sensitive display in accordance with movement of the detected contact while continuous contact with the touch-sensitive display is maintained, wherein the unlock image is a graphical, interactive user-interface object with which a user interacts in order to unlock the device; and
- to unlock the hand-held electronic device if the unlock image is moved from the first predefined location on the touch screen to a predefined unlock region on the touch-sensitive display.

7.

タッチセンサディスプレイと、
メモリと、

少なくとも1つのプロセッサと、

前記メモリに保存され、前記プロセッサによって実行されるように構成された少なくとも1つのモジュールと、

を備え、

前記少なくとも1つのモジュールは、以下のインストラクションを備えている:

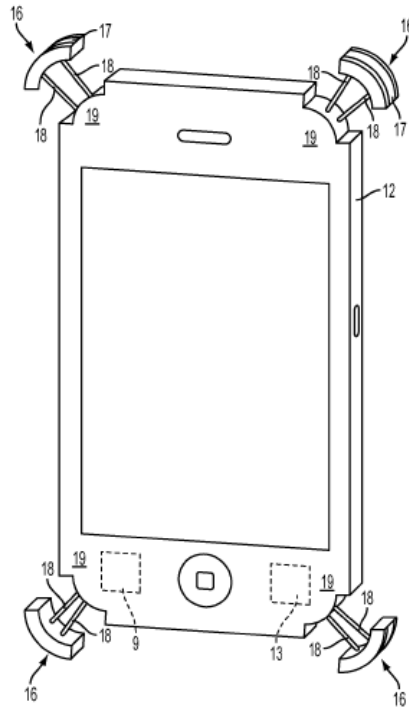
- アンロックイメージに対応する第1の所定の位置において、前記タッチセンサディスプレイの接触を検出するステップと、

- 前記タッチセンサディスプレイ上の継続的な接触が維持されている間、前記検出された接触の移動にしたがって前記タッチセンサディスプレイ上のアンロックイメージを継続的に移動させる、ステップであって、前記アンロックイメージは、ユーザがデバイスをアンロックするために、相互作用する、グラフィカルなUIオブジェクトである、ステップと、

- 前記アンロックイメージが、前記第1の所定の位置からタッチセンサディスプレイ上の所定のアンロック領域まで移動したときに、前記デバイスのロックを解除するステップと、

を備えている、ポータブル電子デバイス。

US9612622



1. A portable electronic device, comprising:
 - a housing;
 - shock absorbers mounted on supports that slide into and out of the housing, each of the shock absorbers comprising:
 - a cover structure that forms an edge of the housing and that is mounted to the supports;
 - additional supports mounted to the cover structure; and
 - a bumper mounted to the additional supports, wherein the additional supports are configured to push the bumper away from cover structure;
 - a sensor within the housing, the sensor configured to detect movement of the housing;
 - a controller within the housing, the controller configured to determine a triggering event based upon the detected movement of the housing; and
 - a switch coupled to the controller for deploying the shock absorbers based upon the triggering event determination.

US9535596

1. A method comprising:
 - identifying, by a computing device, a gesture made by a user of the computing device with respect to one or more surfaces of the computing device, the gesture being independent of any object displayed by the computing device, and the gesture comprising a single trajectory in three dimensions including:
 - an earlier portion of the single trajectory in a first direction along at least one of the surfaces, the earlier portion comprising a first series of points touching the at least one of the surfaces, wherein the first series of points was detected using a first sensor of the computing device; and
 - immediately following the earlier portion of the single trajectory, a later portion of the single trajectory in a second direction, the later portion comprising a second series of points increasingly distant from the surfaces, wherein the second direction comprises a deflection from the first direction that follows through on the earlier portion of the single trajectory, and wherein the second series of points was detected using a second sensor of the computing device;
 - determining, by the computing device, a user input based at least in part on a speed of the gesture along the earlier portion of the single trajectory and a speed of the gesture along the later portion of the single trajectory, the user input being determined independent of a location corresponding to the series of points touching the surfaces; and
 - executing, by the computing device, one or more actions based on the user input.

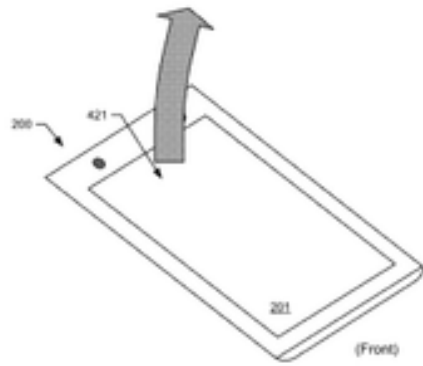


FIGURE 4D

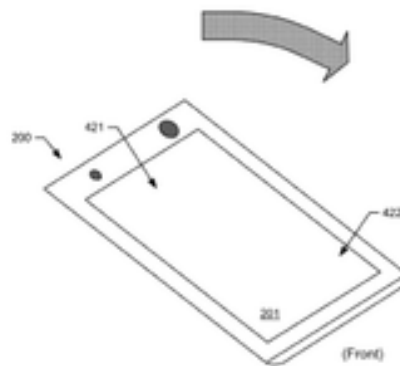


FIGURE 4E

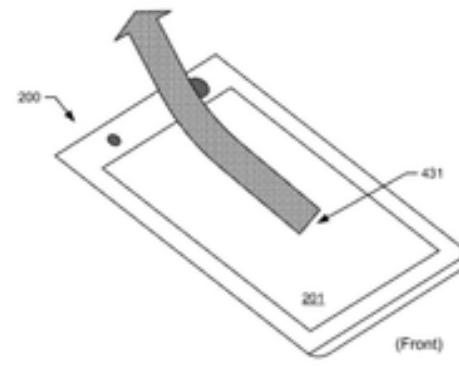


FIGURE 4H

US9535596(方法クレームでも、ハードを明確にする)

コンピュータデバイスにより、当該コンピュータデバイスの一以上の表面に対して当該コンピュータデバイスのユーザが行ったジェスチャーを特定するステップであって、当該ジェスチャーは、前記コンピュータデバイスによって表示されたオブジェクトから独立しており、当該ジェスチャーは、三次元内の一の軌道を有する、ステップであって、

前記一の軌道は、

前記表面の少なくとも1つに沿って、第1の方向の前記一の軌道の前段部分であって、当該前段部分は、前記表面の少なくとも1つに接触する第1の一連の点を有し、当該第1の一連の点は、前記コンピュータデバイスの第1センサを用いて検出される、前段部分と、

前記一の軌道の前段部分に即座に続いて、第2の方向における前記一の軌道の後段部分であって、前記後段部分は、前記表面から徐々に離れた第2の一連の点を有し、前記第2の方向は、前記第1の方向から傾きを有し、第2の一連の点は、前記コンピュータデバイスの第2のセンサによって検出される、後段部分と、を備えるステップと、

前記コンピュータデバイスによって、前記一の軌道の前段部分に沿うジェスチャーのスピードの少なくとも一部及び前記後段部分に沿うジェスチャーのスピードに基づく、ユーザのインプットを決定するステップであって、前記ユーザのインプットは、前記表面に接触する一連の点に対応する位置とは独立して決定されるステップと、

前記コンピュータデバイスによって、前記インプットに基づく、一以上の動作を実行するステップと、
を備える方法。

US9535596(媒体クレームでも、ハードを明確にする)

7. One or more computer-readable non-transitory storage media embodying software that is operable when executed to:

identify a gesture made by a user of a computing device with respect to one or more surfaces of the computing device, the gesture being independent of any object displayed by the computing device, and the gesture comprising a single trajectory in three dimensions including:

immediately following the earlier portion of the single trajectory, a later portion of the single trajectory in a second direction, the later portion comprising a second series of points increasingly distant from the surfaces, wherein the second direction comprises a deflection from the first direction that follows through on the earlier portion of the single trajectory, and wherein the second series of points was detected using a second sensor of the computing device;

determine a user input based at least in part on a speed of the gesture along the earlier portion of the single trajectory and a speed of the gesture along the later portion of the single trajectory, the user input being determined independent of a location corresponding to the series of points touching the surfaces; and

execute one or more actions based on the user input.

ハードが明確にされ、そのハードを操作するために実行されることが明示されている

US9535596

13. A device comprising:
one or more processors; and
one or more computer-readable non-transitory storage media coupled to the processors and embodying software that is operable when executed by the processors to:
identify a gesture made by a user of the device with respect to one or more surfaces of the device, the gesture being independent of any object displayed by the computing device, and the gesture comprising a single trajectory in three dimensions including:
an earlier portion of the single trajectory in a first direction along at least one of the surfaces, the earlier portion comprising a first series of points touching the at least one of the surfaces, wherein the first series of points was detected using a first sensor of the computing device; and
immediately following the earlier portion of the single trajectory, a later portion of the single trajectory in a second direction, the later portion comprising a second series of points increasingly distant from the surfaces, wherein the second direction comprises a deflection from the first direction that follows through on the earlier portion of the single trajectory, and wherein the second series of points was detected using a second sensor of the computing device;
determine a user input based at least in part on a speed of the gesture along the earlier portion of the single trajectory and a speed of the gesture along the later portion of the single trajectory, the user input being determined independent of a location corresponding to the series of points touching the surfaces; and
execute one or more actions based on the user input.

プロセッサと、記憶媒体を構成とし、
記憶媒体にソフトが格納されている。
ソフトは、命令(ステップ)の集合体として記載されている。

今後の課題

今後、順次、以下のレポートをお送りする予定です。

主として欧米の大手企業の明細書を分析し、以下の知見を得る予定です。

- 欧米のソフトウェア関連発明の明細書の記載方法
- 欧米のソフトウェア以外のクレーム及び明細書の記載方法
- 欧州の「技術的」に対応するクレーム及び明細書の記載方法



日本語明細書への展開方法の検討